

四日市市東日本大震災の被災者に係る国民健康保険料の減免の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第36号

四日市市東日本大震災の被災者に係る国民健康保険料の減免の特例に関する規則の一部を改正する規則

四日市市東日本大震災の被災者に係る国民健康保険料の減免の特例に関する規則（平成23年四日市市規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="300 904 402 936">附 則</p> <p data-bbox="252 963 437 994"><u>（施行期日）</u></p> <p data-bbox="204 1021 807 1348">1 この規則は、公布の日から施行し、平成22年度以後の年度分の保険料であって、平成23年3月11日以後に普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払日が設定されているものから適用する。</p> <p data-bbox="252 1375 807 1464"><u>（令和6年度における減免の対象者の特例）</u></p> <p data-bbox="204 1491 807 2042">2 <u>第2条の規定にかかわらず、平成26年までに区域指定が解除された旧緊急時避難準備区域及び旧避難指示解除準備区域の世帯並びに平成26年までに特定避難勧奨地点の指定が解除された世帯に属していた者は、令和6年度において四日市市国民健康保険条例第22条第1号に規定する災害等により生活が著しく困難となった者としな</u><u>い。</u></p>	<p data-bbox="938 904 1040 936">附 則</p> <p data-bbox="833 1021 1436 1348">この規則は、公布の日から施行し、平成22年度以後の年度分の保険料であって、平成23年3月11日以後に普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払日が設定されているものから適用する。</p>

(令和7年度における減免の対象者の特例)

- 3 第2条の規定にかかわらず、前項に規定する者及び平成27年中に区域指定が解除された旧避難指示解除準備区域の世帯に属していた者は、令和7年度において四日市市国民健康保険条例第22条第1号に規定する災害等により生活が著しく困難となった者としな
い。

(令和8年度における減免の対象者の特例)

- 4 第2条の規定にかかわらず、前2項に規定する者並びに平成28年中に区域指定が解除された旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域の世帯に属していた者は、令和8年度において四日市市国民健康保険条例第22条第1号に規定する災害等により生活が著しく困難となった者としな
い。

(令和9年度における減免の対象者の特例)

- 5 第2条の規定にかかわらず、前3項に規定する者並びに平成29年中に区域指定が解除された旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域の世帯に属していた者は、令和9年度において四日市市国民健康保険条例第22条第1号に規定する災害等により生活が著しく困難となった者としな
い。

(減免の対象外となる者の前年度分の保険料の減免額の特例)

6 第2項から前項までの規定により四
日市市国民健康保険条例第22条第1
号に規定する災害等により生活が著し
く困難となった者としないこととする
者（以下「見直し対象者」という。）の、
当該規定の適用により初めて見直し対
象者となる年度の前年度分の国民健康
保険料の減免額については、第3条中
「10分の10」とあるのは、「10分
の5」とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(健康福祉部保険年金課)